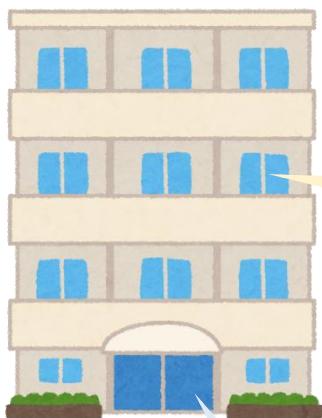


分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者の皆様へ

マンションで災害時に備えてみませんか？

事業名：東京とどまるマンション普及促進事業

災害時において、救援物資が供給されるまでの間、マンションでの生活を継続するためには、防災訓練、備蓄等の備えが重要です。



補助

補助率2/3
限度額66万円

マンション共有で準備
防災備蓄資器材



発電機



簡易トイレ



防災キャビネット

※上記例以外もマンションの状況に応じた資器材が補助対象になります。

東京都では、停電時でも生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表しており、登録マンションの防災備蓄資器材の購入に補助を行います。

「東京とどまるマンション」への登録と
補助を活用して災害に備えてください

予算がなくなり次第終了します。



東京都住宅政策本部

詳細は裏面を御覧ください



補助概要

「東京とどまるマンション」の普及促進のため、「東京とどまるマンション」に登録したマンションの分譲マンション管理組合や賃貸マンション所有者を対象に、防災備蓄資器材の購入費用の一部を補助します。

補助申請の前に、「東京とどまるマンション」への登録が必要です。

- 補 助 率 2 / 3
- 上 限 額 66万円
- 主な要件
 - 東京とどまるマンションに登録していること
 - 購入した防災備蓄資器材を使用した防災訓練を実施し、その結果を感想・意見とともに報告すること
- 補助対象事業 防災備蓄資器材の購入に係る経費（飲料水・食料は対象外）
(例) 発電機、簡易トイレ、防災キャビネット、給水タンク、など
- 補助対象者 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者



「東京とどまるマンション」の登録要件

●耐震性

- 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けているもの（新耐震基準）
- 旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により、耐震基準への適合が確認されたもの

●ハード対策

停電時でも、水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時もしくは交互に行える電力供給可能な非常用電源設備が設置されていること。

●ソフト対策

＜必須事項＞ 防災マニュアルを策定していること

＜選択事項＞ 年1回以上の防災訓練の実施、3日分程度の飲料水・食料の備蓄、応急用資器材の確保、災害時の連絡体制の整備のうちいずれか一つに取り組んでいること。

※耐震性を有していることを前提に、ハード対策のみ、ソフト対策のみで登録可能



登録申請窓口・補助申請窓口

●「東京とどまるマンション」登録申請窓口

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課（施策調整担当）

☎03-5320-7532



●「東京とどまるマンション普及促進事業」補助事業の申請窓口

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課（居住性能向上担当）

☎03-5320-5007

